

## 条例の名称

### 沼津市男女共同参画推進条例

条例の名称について、男女共同参画は、男女平等を前提とした上で、さらに男女が対等に意思決定への参加、すなわち参画することが重要であることから「共同参画」としました。

また、国が定めた男女共同参画社会基本法第9条において、男女共同参画社会の形成の促進に関し、地方公共団体はそれぞれの区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務があると定められており、市全体が一丸となって男女共同参画推進施策に取り組むことが重要であることから、「推進条例」が適切であると考え、「沼津市男女共同参画推進条例」としました。